

Q3： 各学校においては、校長の方針の下、**道德教育推進教師を中心に道德教育をどのように進めていけばよいですか。**

全教育活動を通して行う道德教育

学習指導要領総則では、道德の時間を「要」として**道德教育が学校の教育活動全体を通じて行うもの**であることが明記され、道德の時間以外でも道德教育を行うことが再確認されました。さらに、各教科等の指導計画作成と内容の取扱いにも、道德教育の充実について明確に示されました。これらのことを踏まえ、各教科等においても、特質に応じた道德教育を充実させるために、適切な指導が求められます。

道德教育と道德の時間について

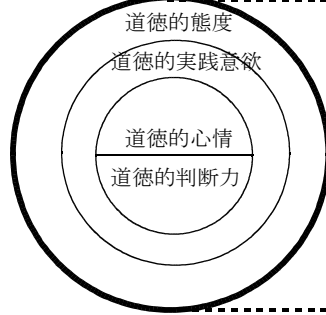


道德教育は、教育活動全体を通して**道德性を養って**いきます。それに対し、道德の時間は、道德の時間以外における道德教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によって、それらを**補充、深化、統合し**、道德的価値の自覚及び自己の生き方についての考え（小学校）、道德的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚（中学校）を深め、**道德的実践力を**育成していく時間です。

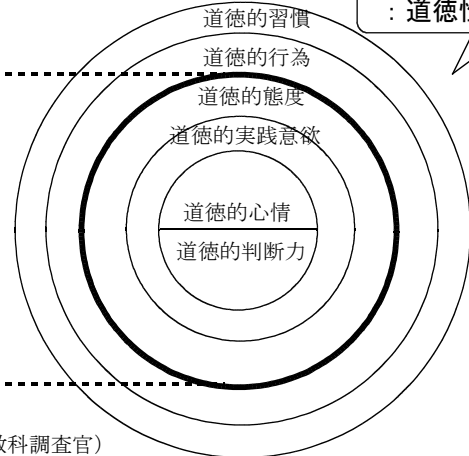
【右の図の説明】

道德の時間に育成する**道德的実践力**は、道德的心情、道德的判断力、道德的实践意欲と態度を包含するものである。道德的实践（道德的行為や習慣）は、内面的な**道德的実践力**が基盤になければならない。道德的実践力が育つことによって、より確かな**道德的実践**ができる。道德的実践を繰り返すことによって、**道德的実践力**も強められるのである。

道德の時間  
： 道德的実践力



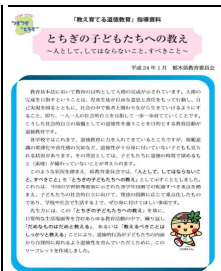
道德教育  
： 道德性



(文部科学省 赤堀 博行 教科調査官)

道德の時間は**道德的実践力**を育成する時間ですから、道德的価値の押し付けや教え込みは望ましくありません。しかし、学校の教育活動全体を通して行う**道德教育**は**道德性を**養い、**道德的実践の指導**の時間でもありますから、「人として、してはならないこと」をしてしまった子どもの行動に対して、その場で戒めたり諭したりするなど、その場に適した対応を行うことも必要です。いじめを例にすると、いじめをしない資質を育てる指導をするのが**道德の時間**であり、いじめをやめさせる指導をするのが**道德の時間以外**の教育活動全体です。上の図のように、**道德教育**は、**道德的実践力**と**道德的実践の指導**が相互に響き合って、一人一人の**道德性を**高めていくものなのです。

「**教育育てる道德教育**」指導資料

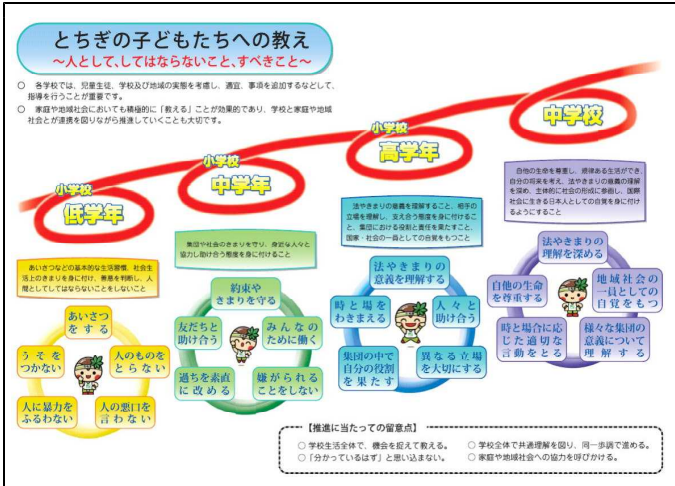


各学校では、これまで**道德教育**に力を入れてきているところですが、子どもたちに**道德性**が十分に身に付いてきているとはいえない状況にあります。また、大人が、「人として、してはならないこと、すべきこと」について、子どもたちに自信をもって伝え教えることに躊躇している傾向があります。

そこで、本県では、「**教育育てる道德教育**」の指導資料として、『**とちぎの子どもたちへの教え**』を作成しました。道德教育の一環として「**だめなものはだめと教える**」「**教えるべきことはしっかりと教える**」ことにより、学校の教育活動全体で**意図的・計画的に**繰り返し指導していくことを通して、**道德的実践**（**道德的行為**）が子どもたちの内面から**自発的に**現れるようにしていくことが重要です。

活用に当たっての留意点

■全体計画への位置付け



各学校においては、道徳教育の全体計画を立てる際に、この『とちぎの子どもたちへの教え』を踏まえて、道徳教育や各学年の重点目標を設定するなど、実態に応じて、リーフレットに示されている各学年段階に示された事項を全体計画に位置付ける必要があります。

また、道徳の時間においては、教育活動全体を通じて

行われる道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的・発展的な指導が行われます。このことから、道徳の時間においても、『とちぎの子どもたちへの教え』について、補充・深化・統合することが求められます。その際には、ねらいに含まれる道徳的価値について、主体的に考えられるようにすることを心掛けます。

■家庭や地域社会との連携

この『とちぎの子どもたちへの教え』に示されている事項は、家庭や地域社会においても積極的に「教える」ことが効果的であり、学校と家庭や地域社会とが連携を図りながら推進していくことも大切です。

各学校における道徳教育の進め方

ここで、各学校においてどのように道徳教育を進めたらよいかについて紹介します。各学校の道徳教育は、学習指導要領に示されている目標を目指して行うことになります。教育活動全体を通じて行う道徳教育は、校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心に各学年の担任等の協力を得て、次の手順で全体計画の別業として一覧表等を作成し進めるとよいです。

※別業とは、別紙のこと

【右の手順⑤の例】

1年生は生活科の公共施設の学習で、規範意識の指導をします！



2年生は体育のボールゲームで、規則を守ることについて指導をします！



3年生では社会科の廃棄物の処理の学習で、公德心について考えさせます！



5年生では総合的な学習の時間で、公共について考える学習をします！



各学校の特色を生かした推進

- ① 各学校の具体的な道徳教育の重点目標を設定する。  
教育関係法規の規定、時代や社会の要請や課題、教育行政の重点施策（本県の『とちぎの子どもたちへの教え』等）、学校や地域の実態と課題、教職員や保護者の願い、子どもの実態と課題などを参考にします。例えば、「相手のことを思いやり、しっかりとした規範意識をもった子どもの育成」など、目指す子ども像を明らかにすることが大切です。
- ② 道徳教育重点目標のポイントを明確にする。  
①で例示した目指す子ども像からは、「思いやり」「規範意識」の育成がポイントになってきます。
- ③ 道徳教育の重点目標のポイントに関わる道徳の内容を明確にする。  
②の例示で言えば、道徳の内容に示されている2－(2)、4－(1)について、重点的に指導することになります。また、必然的にこの内容項目についての道徳の時間の配当時間は多くなります。
- ④ 当該の道徳の内容に関わる道徳の時間以外の指導を明確にする。  
それらを指導する際には、道徳教育として意識的・意図的に行うことが大切です。
- ⑤ 道徳の時間以外の重点とする指導の内容及び時期を明確にする。  
これらを一覧表にまとめたものが、全体計画の別業となります。
- ⑥ 道徳の時間以外の重点以外の指導の内容及び時期を明確にする。  
これについては、段階的に実践の中で空所を埋めながら作成していくとよいでしょう。



学校の教育活動全体を通して行う道徳教育の内容や進め方は学校の実情によって異なります。各学校の特色を生かした道徳教育が、全校体制で推進されることを期待します。